

「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

- 1 政策等の題名 杉並区狭あい道路拡幅整備条例の改正について
- 2 案の公表の日 平成 28 年 3 月 1 日
- 3 意見提出期間 平成 28 年 3 月 1 日から平成 28 年 3 月 30 日まで
(30 日間)

4 意見提出実績

総数 58 件 (延べ 111 項目)

- ・ 郵送・持参 23 件
- ・ FAX 2 件
- ・ メール 8 件
- ・ 区ホームページ 25 件

5 お寄せいただいたご意見と区の考え方

(1) 意見の概要と区の考え方

別紙 1 のとおり

(2) 修正箇所

別紙 2 のとおり

6 その他

改正後の条例 別紙 3 のとおり

名称を「杉並区狭あい道路拡幅整備条例」から「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例」に改めました。条例化にあたり「杉並区狭あい道路拡幅整備改正条例骨子(案)」から文言を整理しているため、「別紙 2 修正箇所」と表記が異なる部分があります。

7 問い合わせ先

都市整備部土木管理課狭あい道路係

電話 03-3312-2111 (代表)

区民等の意見の概要と区の方針

No.	意見の概要	区の方針
条例改正の方向性について		
1	<p>狭あい道路を4mに拡幅することは緊急車両や延焼防止、交通安全のため建築基準法が想定する最低限の規制であり支障物件の設置禁止は当然。早急を実施すべきである。</p> <p>(他、同趣旨17件)</p>	<p>首都直下地震の発生が高い確率で予測されるなか、安全・安心のまちづくりを推進していく観点から、狭あい道路の拡幅整備は区民の生命・財産に関わる喫緊の課題であると認識しています。</p> <p>こうしたことから、今回の条例改正では、災害及び火災の発生時に、緊急用車両の通行や避難路の確保を図るため、建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路(以下「2項道路」という。)に係る後退用地に通行の支障となる物件(以下「支障物件」という。)の設置を禁止する規定を新たに設けます。</p> <p>また、支障物件の除却の勧告・命令、命令に従わない場合、その旨の公表、行政代執行法に基づく措置についての規定も設け、条例の実効性を確保していきます。</p>
2	<p>狭あい道路の拡幅のため、厳格な条例を期待する。</p> <p>(他、同趣旨3件)</p>	<p>狭あい道路については、2項道路のほかに、建築基準法第42条第1項5号道路(以下「位置指定道路」という。)のうち現況幅員4m未満の道路などがあります。</p> <p>区では、2項道路が狭あい道路全体の6割以上を占め、木造住宅密集地域に多く存在することから、2項道路の拡幅整備に取り組んできました。</p> <p>位置指定道路については、民有地がほとんどであり、道路の位置や土地境界を土地所有者同士で確定することが必要であるなどの課題があります。</p> <p>このため、今回の条例改正では、支障物件の設置禁止については、まず2項道路から取り組むこととしたものです。</p>
3	<p>狭あい道路の拡幅整備の目的が災害発生時における消火、救護活動の円滑な実施、避難の確保であるなら、狭あい道路すべてについて拡幅整備を行うべきである。</p> <p>(他、同趣旨1件)</p>	<p>狭あい道路については、2項道路のほかに、建築基準法第42条第1項5号道路(以下「位置指定道路」という。)のうち現況幅員4m未満の道路などがあります。</p> <p>区では、2項道路が狭あい道路全体の6割以上を占め、木造住宅密集地域に多く存在することから、2項道路の拡幅整備に取り組んできました。</p> <p>位置指定道路については、民有地がほとんどであり、道路の位置や土地境界を土地所有者同士で確定することが必要であるなどの課題があります。</p> <p>このため、今回の条例改正では、支障物件の設置禁止については、まず2項道路から取り組むこととしたものです。</p>

No.	意見の概要	区の方考え方
4	<p>区が狭あい道路の拡幅整備することを義務付けるべきである。</p> <p>(他、同趣旨4件)</p>	<p>区民の安全・安心を確保していく観点からより迅速かつ確実に狭あい道路の拡幅を進めるためには、区が整備を実施することが、最も効果的であると考えます。</p> <p>しかしながら、区による拡幅整備を義務化することについては、憲法の財産権との関係で、法律の専門家の間でも「可能である」と「財産権の制約を強制する」という2つの考え方があります。</p> <p>このことから、区による拡幅整備の義務化については、引き続き財産権との関係について調査・検討するとともに、条例改正後3年を目途として、条例の施行状況を勘案し、条例について必要な措置を講ずることとします。</p>
用語の定義、適用範囲等について		
5	<p>法の「接道義務」、「道路の中心線から2m後退」することについて、道路の片側が斜面、河川などの場合の扱いが条例の説明では足りないのではないかと。</p>	<p>建築基準法では建物を建てるために幅員4m以上の道路に2m以上接していることが義務付けられています。この「接道義務」については、法で既に規定されている事項であるため、条例では規定しません。</p> <p>「道路の中心線から2m後退」することに係る道路の片側が河川などの場合の取り扱いについては、意見の趣旨を踏まえて改正条例骨子(案)の後退用地に係る記述を修正します。</p> <p style="text-align: right;">【骨子(案)を修正】</p>
6	<p>土地所有者等の定義について「土地所有者に準ずる権利」とあるが、どのような権利かわからない。法律上、このような書き方はないのではないかと。</p>	<p>「土地所有者に準ずる権利」については、その定義を明確にするため、意見の趣旨を踏まえて、改正条例骨子(案)の土地所有者等の定義に係る記述を修正します。</p> <p style="text-align: right;">【骨子(案)を修正】</p>

No.	意見の概要	区の考え方
7	<p>「後退用地」にかかる支障物件の設置禁止規定は、過去の建築行為の有無などに関するものか。</p> <p>建築基準法施行以前から現在まで建築行為が無いような敷地については、区が建築行為の有無に関らず公費で拡幅整備する制度にできないか。</p> <p>(他、同趣旨4件)</p>	<p>建築基準法では、道路の幅が4m未満の2項道路に接した敷地は、建物の建て替え時に道路中心から2m後退(セットバック)することにより建築物の建築が可能となります。</p> <p>昭和25年の建築基準法施行後に同法に該当する建築行為(新築・改築・増築・移築・大規模修繕・大規模模様替)があり、建築物が後退した部分の敷地が支障物件の設置禁止の対象となります。</p> <p>また、建築行為が無い場合(空き地、駐車場等)であっても、拡幅整備の事前協議を行い、区費によって整備をすることができます。</p>
8	<p>後退用地の定義について、2項道路が対象と思われるが、2項道路以外の狭あい道路についても含まれるように読み取れる。誤解の無い定義をしてほしい。</p> <p>(他、同趣旨1件)</p>	<p>今回の条例改正で規定する後退用地については、2項道路以外の狭あい道路も含むものですが、狭あい道路の拡幅整備については、まず2項道路から取り組むこととしています。</p> <p>そのため、今回の条例改正による支障物件の設置の禁止については、2項道路の後退用地に限ったものとします。</p>
9	<p>条例の目的で規定する「良好な居住環境を整備することを目的とする。」を外すことは認めない。</p>	<p>今回の条例改正では「災害及び火災の発生時における円滑な避難及び通行を確保する」ことを前段に示し、「良好な居住環境を整備すること」を後段に示していますが、「区民の良好な居住環境を目指すこと」について、従来の条例から区の考えは変わりません。</p>
10	<p>建替えをしないで改修をして、塀や門扉の後退を行っていないケースが見受けられる。違反建築物の可能性のあるような土地所有者等に対して従来以上に厳しい姿勢で臨む必要がある。</p> <p>(他、同趣旨2件)</p>	<p>既存建築物について建築確認申請を行わず増改築等の建築行為や大規模修繕・大規模模様替などを行った場合は建築基準法違反となります。</p> <p>また、確認申請が必要な建築行為などを行った場合に、塀や門扉の後退を実施しないことも建築基準法違反です。</p> <p>これらの事例については、これまでも指導を実施してきましたが、一層指導・取り締まりを強化していきます。</p>

No.	意見の概要	区の考え方
補償等について		
1 1	<p>憲法 29 条第 3 項に、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」と規定されているセットバック部分に対して、正当な補償（買い取り）が必要と考える。</p> <p>（他、同趣旨 5 件）</p>	<p>2 項道路に接する土地は、建築基準法の規定により、後退（セットバック）部分に建築物の建築をすることはできず、そのための補償は必要とされていません。</p> <p>今回の条例改正による支障物件の禁止規定は、周辺住民の生命や財産を保護するため、緊急用車両の通行等に支障とならないようにするものです。</p> <p>このように、既に補償なしに財産権が制限された土地に対して、条例で支障物件の設置を禁止し、後退用地の使用の制限をすることは、公共の福祉のためのものとして、補償（買い取り）を要するものではないと認識しています。</p>
1 2	<p>後退用地は使用が制限される。税制上の優遇措置や区が管理するなどの対応が必要である。特に私道の場合は整備、管理の費用が必要となる。</p> <p>（他、同趣旨 1 件）</p>	<p>道路としての空間・機能が確保されている後退用地については、固定資産税等を非課税とする制度があります。</p> <p>また、後退用地の拡幅整備で事前協議により区が整備承諾を受けたものについては、区費で整備工事を実施します。</p> <p>私道の舗装工事等についても、費用の助成制度があります。</p>
1 3	<p>セットバックをすることで家が建たなくなること危惧する。建ぺい率の緩和や宅地ごと区が買い上げることが必要である。</p> <p>（他、同趣旨 2 件）</p>	<p>建築基準法では、道路の幅が 4 m 未満の 2 項道路に接した敷地は、建物の建て替え時に道路中心から 2 m 後退（セットバック）することにより建築物の建築が可能となります。</p> <p>区では狭あい道路の拡幅整備を目的とした建ぺい率の緩和等は必要はないものと認識しています。</p>

No.	意見の概要	区のお考え方
支障物件等について		
1 4	<p>セットバックした場所に大型プランター、物置等が置いてある。このような状況に注意してほしい。</p> <p>(他、同趣旨 4 件)</p>	<p>後退用地の道路空間・機能を確保するため今回の条例改正で、2 項道路の後退用地への支障物件の設置を禁止する規定を新たに設けます。</p> <p>支障物件の設置禁止に当たっては、一定の周知期間を設けるとともに、拡幅整備後の後退用地の定期的な使用確認(パトロール)等を強化します。</p> <p>これらによっても支障物件が除却されない場合は、除却の勧告・命令等の措置を実施します。</p>
1 5	<p>支障物件の禁止規定は、賃貸している住宅の借主が支障物件を置いている場合、それを放置する賃貸人も罰則の対象とするべきである。</p>	<p>今回の条例改正では、土地所有者及び借地権その他当該土地を使用する権利を有する者は狭い道路の拡幅に努めなければならないという責務規定を設けています。</p> <p>賃貸人の方にも、支障物件の設置禁止について協力を求めています。</p>
1 6	<p>支障物件については「容易に移動させることができるものを除き」の例外を置かず、一律禁止とするべき。</p> <p>(他、同趣旨 3 件)</p>	<p>例えば植木鉢で小さなものなどについては、災害時等においても速やかに除却が可能であるため支障物件には該当しません。</p> <p>ただし、そのようなものであっても、その大きさや置かれている個数等から容易に移動できるかの判断に疑義が生じた場合は、新たに設置する予定の「杉並区狭い道路の拡幅に関する協議会」(以下「協議会」という。)に諮問し、その調査・審議の結果を踏まえ、支障物件か否かの判断をします。</p>
1 7	<p>樹木(木、枝、保護樹木)についても、車両の通行を阻害するため、支障物件の対象とすべきである。</p> <p>(他、同趣旨 1 件)</p>	<p>樹木は支障物件に該当しますが、保護樹木等であるなど「みどりの保全・保護」と「緊急時等の通行確保」という公共の福祉を両立させることが困難な場合は、協議会に諮問し、その調査・審議の結果を踏まえ、除却等の実施について判断をします。</p>
1 8	<p>駐車場の車も「支障物件」に含めたほうがよい。</p> <p>(他、同趣旨 1 件)</p>	<p>後退用地にある車両は支障物件です。</p> <p>駐車実態に応じて、関係機関と協力して必要な指導・取り締まりを実施します。</p>

No.	意見の概要	区の考え方
19	角地の隅切り用地に自動販売機が設置されているところがあり消防車が入れない、このような状況を容認してよいのか。	東京都建築安全条例の規定により必要となる隅切り部分に自動販売機を設置することは、同条例に違反します。 必要な指導・取り締まりを実施します。
20	支障物件の定義によると、建築基準法の規定に該当する塀、擁壁などは該当しないことになる。塀も対象とすべきである。 (他、同趣旨3件)	建築基準法で後退用地に築造が禁止されている塀、門扉及び擁壁等については、これまでも建築確認申請時の指導や、現地での除却の指導・取り締まりを行ってききましたが、今回の条例改正を機に、更に強化します。
21	道路拡幅しても、電柱があるため通行の妨げになっている場合がある。NTT、東京電力の電柱の移設を進めてほしい。 (他、同趣旨4件)	狭あい道路の拡幅整備とともに電柱の移設(セットバック)についても、重要であると認識しており、区はこれまでも取組を進めてきたところです。 引き続き電力会社等の電柱管理者と連携・協力するとともに、電柱のセットバックの必要性について、後退用地の所有者の理解を求めながら、取組を進めていきます。
22	拡幅工事も必要だが、電柱の地中化を強く望む。 (他、同趣旨1件)	また、狭あい道路の無電柱化については、地上機器(変圧器等)の設置場所や道路内での電線等の収容空間の確保等の課題があるため、設置基準の緩和や低コスト化等にかかる国の動向を注視し、検討を進めていきます。
23	拡幅整備しても災害が起きたときに電柱が倒れ、壁が崩れた場合、緊急車両の通行は難しい。	
第三者機関について		
24	協議会の委員の選出について、特定の区域に優遇されるようなことがあってはならない。	今回の条例改正では支障物件の設置を禁止する事項等に関し、中立公平な判断を行うために第三者機関である協議会を設置する規定を設けます。協議会の委員については、学識経験者・関係行政機関の職員で構成します。
25	「第三者機関」を設置する目的は何か。問題が起きた時に、責任の所在が不明確になるのではないか。	また、第三者機関である協議会は、区長の諮問事項に対する調査・審議や区への意見を述べる機関であり、条例に基づく措置の実施の判断は区長が行います。

No.	意見の概要	区の考え方
重点整備路線について		
26	条例改正案では、杉並区全域のすべての2項道路を対象とするものと理解され、この考え方は妥当である。	区は、これまでも区内全域を対象として狭あい道路の拡幅整備を進めていますが、今回の条例改正では特に拡幅整備の必要性が高い路線を重点整備路線として指定する規定を設けます。
27	重点整備路線については沿道住民に対し、後退用地において土地の利用をしない義務を課すべきである。	重点整備路線は、火災危険度の高い木造住宅密集地域の道路や、災害時の避難・救援の拠点となる公共施設（学校等）に接続する道路等から、協議会の意見を聴いた上で選定し、建物の建替え時には塀等の除却をする場合の費用助成や区職員が戸別訪問する等、拡幅整備を重点的に進めていきます。
28	私有財産権に関わることなのでその点も考慮しながら、区が指定する重点整備路線の重要性、整備の緊要性と補償の可能性を比較衡量し、合意形成を進めるべきである。	
29	特に防災拠点となる子どもや老人の通行が多い学校や病院の近くの道や通行に支障のある道は優先整備するべきである。 (他、同趣旨10件)	
国・他自治体との連携等について		
30	条例により後退用地の支障物件の排除を可能とすることは、建築基準法の不備を補うものであり、自治体独自の積極的な取組として全国の自治体を先導するとともに、国にも法律的な対応を促すきっかけになる。	区は、これまでも様々な機会を通じて国等へ法改正の要望を行っていますが、首都直下地震の発生が高い確率で予測される中、狭あい道路の拡幅は区民の生命・財産に関わる喫緊の課題であるため、国の法改正の動きを待つことなく、基礎自治体として狭あい道路の拡幅整備を更に推進するため、必要な条例改正をするものです。
31	半世紀以前の法律をそのまま改正せずに施行するのは無理がある。法を見直す必要がある。	区は、今後も国等に法改正を要請するとともに、こうした取組を通じて、法改正に向けた社会的な気運を醸成していきます。

No.	意見の概要	区の考え方
区民への説明・周知について		
3 2	<p>狭あい道路拡幅の必要性について、喫緊の問題として認識されていない。区民自身のための必要な事業として理解と協力を求めるべきである。</p> <p>(他、同趣旨 3 件)</p>	<p>今回の条例改正では、区、区民、事業者、建築主、土地所有者等の責務に関する規定を新たに設けます。</p> <p>区はこれまでも、狭あい道路の拡幅整備の必要性等について広報や区ホームページ等で周知するとともに、区が拡幅整備を実施した箇所に「拡幅整備済み」の表示をしてきました。</p>
3 3	<p>道路に 2 項道路とわかるよう明確な表示をしてほしい。</p>	<p>今回の条例改正に基づく取組を実施していくに当たっては、これまでの取組に加え、改正の趣旨や内容を広く区民に周知するとともに、狭あい道路に面して居住している方については、職員の戸別訪問等により、丁寧に説明をしていきます。</p>
その他		
3 4	<p>狭あい道路の拡幅整備や、都市計画道路の整備は、将来的なまちづくりに必要なもので、進めてほしい。</p> <p>(他、同趣旨 1 件)</p>	<p>安全・安心のまちづくりを進めていく上で、体系的な道路網の整備は重要であると認識しています。今後も、都市計画道路や狭あい道路の拡幅整備など、体系的な道路網の整備を推進していきます。</p>
3 5	<p>狭あい道路を 4 m に広げるだけでは沿道の家屋が倒壊すると通行不能となり、木造密集地区の延焼を防ぐためにも不十分。緊急車両が通行できる 6 m 以上を設定するべきである。</p>	<p>道路の幅員については、幹線道路や生活道路などそれぞれの機能・役割に応じて異なるものと認識しています。</p> <p>狭あい道路の拡幅整備により、まずは各宅地に接する身近な道路の幅員を 4 m 確保し、それ以上</p>
3 6	<p>狭小な住宅が密集している地域で狭あい道路を拡幅整備しても、火災、災害対策は進まない。</p>	<p>この幅員の道路については、地域特性等を踏まえ、段階的・体系的に整備を進めます。</p> <p>また、区内の木造住宅密集地では、緊急用車両が通行可能な道路幅員を確保するとともに、建築物の耐震化・不燃化を促進し、総合的に安全・安心のまちづくりを推進しています。</p>

No.	意見の概要	区の考え方
37	道路の地震対策は隣接区・都・国との連携が重要と考える。	<p>道路には、災害及び火災の発生時における円滑な避難や通行、救命活動、緊急支援物資の輸送、延焼遮断などの重要な役割があります。</p> <p>区では、国・都などと連携した都市計画道路などの道路整備や、道路の機能を確保するため沿道の建築物の耐震化や不燃化の促進に取り組んでいます。</p>
38	<p>公園等の公共施設の周囲は重点的に狭あい道路の拡幅整備を進めるべきである。</p> <p>(他、同趣旨1件)</p>	<p>これまでも公共用地に接した狭あい道路の拡幅整備を進めてきましたが、今後も公共施設の設置・管理者と連携を図り拡幅整備を進めていきます。</p>
39	狭あい道路が並行してある場所や歩行者の多い生活道路、また都市計画道路、公園などに隣接する道路についても一方通行化を進めるべきである。	<p>交通安全の確保には狭あい道路での一方通行化が必要な場合もあると考えます。一方通行の規制は警察が所管していますので、警察との協議や地域住民の理解が必要です。今後も警察と連携を密にして地域の交通安全の向上に努めます。</p>

狭あい道路拡幅整備改正条例骨子（案）の修正一覧

1. 区民等の意見提出手続きに伴う修正（2項目）

修正箇所	骨子（案）	修正内容（修正は下線部）	修正理由
(定義) 土地所有者等	土地所有者に準ずる権利を有する者としてします。	<u>所有権、借地権その他当該土地を使用する権利を有する者として</u> します。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ、より適切な記述に修正
(定義) 後退用地	敷地の一部で、当該狭あい道路の中心線とその中心線からの水平距離2メートルの線との間にある土地をいうものとしてします。	敷地の一部で、当該狭あい道路の中心線とその中心線から水平距離2メートルの線 <u>（法第42条第2項道路ただし書きに該当する場合は、川等の狭あい道路側の境界線から狭あい道路側に水平距離4メートルの線）</u> との間にある土地をいうものとしてします。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ、より適切になるよう記述を追記

2 その他の修正（9項目）

修正箇所	骨子（案）	修正内容（修正は下線部）	修正理由
(事前協議) 見出し文	事前協議	<u>拡幅整備の</u> 事前協議	より適切な記述に修正
(協議会の設置)	③事業の実施状況に関する事項	③ <u>施策</u> の実施状況に関する事項	より適切な記述に修正
(実施状況)	事業の進捗状況を毎年度、公表することとします。	<u>施策の実施状況</u> を毎年度、公表することとします。	より適切な記述に修正

修正箇所	骨子（案）	修正内容	修正理由
（協議会の組織）	追記	委員の資格、人数、任期等について規定	協議会の公正・円滑な運営のため、協議会の組織、会長、会議の運営、委員以外の出席等
（協議会の会長）	追記	協議会の会長及び副会長の設置等について規定	について明確にするため追記
（協議会の会議）	追記	協議会の招集、開催、議事等について規定	
（委員以外の者の出席等）	追記	協議会への委員以外の者の出席等について規定	
（重点整備路線の指定）	追記	重点整備路線の指定及びその手続きについて規定	重点整備路線の指定及びその手続きについて明確にするため追記
（協力依頼）	追記	狭あい道路の拡幅に関する施策の実施にあたり必要があると認めるときは、関係機関に協力を求めることができることについて規定	施策を推進するため必要があるときは、関係機関へ協力を求めることを明確にするため追記

杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例

平成元年4月1日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、杉並区内の狭あい道路の拡幅を推進することについて必要な事項を定めることにより、災害及び火災の発生時における円滑な避難及び通行を確保するとともに、良好な居住環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により指定された道その他幅員4メートル未満の道で一般交通の用に供されているものをいう。
- (2) 建築主 狭あい道路に接する敷地（以下「敷地」という。）に建築物を建築しようとする者をいう。
- (3) 後退用地 敷地の一部で、当該狭あい道路の中心線とその中心線からの水平距離2メートルの線との間（当該狭あい道路が法第42条第2項の規定により指定された道である場合において、その中心線からの水平距離2メートル未満で川、崖地、線路敷地その他これらに類するものに沿うときは、当該川等の道の側の境界線とその境界線から道の側に水平距離4メートルの線との間）にあるものをいう。
- (4) 隅切り用地 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条の規定に基づき建築制限を受ける角敷地のうち狭あい道路に接するもの及び規則で定めるものをいう。
- (5) 土地所有者等 後退用地又は隅切り用地について、所有権、借地権その他の土地を使用する権利を有する者をいう。
- (6) 支障物件 土地に定着する工作物その他の避難上及び通行上支障となる物件（容易に移動させることができるもの並びに法第2条第1号に規定する建築物及び法第44条第1項に規定する擁壁を除く。）をいう。
- (7) 拡幅整備 後退用地及び隅切り用地のうち規則で定めるもの（以下「後退用地等」という。）を、規則で定めるところにより、避難上及び通行上支障のない道路形態に整備することをいう。

(区の責務)

第2条の2 杉並区は、狭あい道路の拡幅に関する施策について周知を図るとともに、当該施策を計画的に実施しなければならない。

(区民等の責務)

第2条の3 区民、事業者、建築主及び土地所有者等は、狭あい道路の拡幅に努めなければならない。

(支障物件の設置の禁止)

第2条の4 何人も、後退用地（法第42条第2項の規定により指定された道に係るものに限る。）に支障物件を設置してはならない。ただし、区長が杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の意

見を聴いて、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(勧告、命令及び公表)

第2条の5 区長は、前条の規定に違反した者に対し、支障物件の除却その他必要な措置をとることを勧告することができる。

2 区長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 区長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 区長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えた上で、杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の意見を聴かなければならない。

(代執行)

第2条の6 区長は、前条第3項の規定により同条第2項の規定による命令に従わない旨を公表された者が当該命令に係る措置を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

2 区長は、前項の規定により代執行をしようとするときは、あらかじめ、杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の意見を聴かなければならない。

(拡幅整備の事前協議)

第3条 建築主は、法第6条第1項(法第88条において準用する場合を含む。)に規定する申請若しくは法第6条の2第1項(法第88条において準用する場合を含む。)に規定する確認を受けるための書類の提出又は法第18条第2項(法第88条において準用する場合を含む。)に規定する通知(以下「確認申請等」という。)をする前に、拡幅整備について、規則で定めるところにより区長と事前協議を行わなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、拡幅整備をしようとするもの(以下「整備予定者」という。)は、規則で定めるところにより区長と事前協議を行わなければならない。

(拡幅整備)

第4条 区長は、前条に規定する事前協議が成立し、建築主及び整備予定者(以下「建築主等」という。)から整備承諾を受けた場合は、規則で定めるところにより当該後退用地等の拡幅整備を行うことができる。

2 建築主等は、前項の整備承諾をする場合は、関係権利者の承諾を得るものとする。

(助成金等)

第5条 区長は、建築主等が後退用地等の内にある規則で定める物件の除却及び移設等を行った場合であつて、前条第1項の規定により拡幅整備を行ったときは、予算の範囲内で、当該除却及び移設等に要した費用を、規則で定めるところにより助成金として交付することができる。

2 区長は、前項のほか、隅切り用地について、関係権利者の承諾を得て寄附又は無償使用承諾(以

下「寄附等」という。)を行ったものに対して、規則で定めるところにより、奨励金を交付することができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第1項の助成金又は前項の奨励金(以下「助成金等」という。)と同種の助成を受けることができるものに対し、区長は助成金等の全部又は一部を交付しないことができる。

(拡幅整備費及び助成金等の返還)

第6条 偽りその他不正の手段により、第4条の拡幅整備及び前条の助成金等を受けたものがあるときは、区長は、当該拡幅整備に要した費用に相当する金額又は当該助成金等の全部若しくは一部を、そのものから返還させることができる。

(適用除外)

第7条 第4条及び第5条の規定は、次の各号の一に該当するものについては、適用しない。ただし、区長が公益上必要と認めたものについては、第4条に規定する拡幅整備を行うことができる。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為を行う者
- (3) その他規則で定めるもの

(重点整備路線)

第8条 区長は、拡幅整備を行う必要性が高いと認められる路線を重点整備路線として指定することができる。

- 2 区長は、前項の規定により指定した重点整備路線において、関係行政機関の協力を得て、拡幅整備を重点的に実施するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の意見を聴かなければならない。
- 4 区長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(協議会の設置)

第9条 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。
 - (1) 第2条の4の規定による禁止に関する事項
 - (2) 第2条の5第3項の規定による公表及び第2条の6第1項の規定による代執行に関する事項
 - (3) 前条第1項の規定による指定に関する事項
 - (4) 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況に関する事項
 - (5) その他狭あい道路の拡幅に関する重要な事項

- 3 協議会は、前項各号に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(協議会の組織)

第10条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 関係行政機関の職員 2人以内

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長及び副会長)

第11条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第12条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第13条 協議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(協力依頼)

第14条 区長は、狭あい道路の拡幅に関する施策を実施するため必要があると認めるときは、関係機関に情報の提供その他の協力を求めることができる。

(実施状況の公表)

第15条 区長は、狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況を毎年度1回、公表しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の規定は、平成元年6月1日(以下「基準日」という。)から施行する。

2 条例第3条第1項の規定は、基準日以後になされる確認申請等について適用し、第5条第2項の規定は、基準日以後になされる寄附等について適用する。

附 則 (平成11年6月29日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月16日条例第30号)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第2条の次に5条を加える改正規定(第2条の4から第2条の6までに係る部分に限る。)は、平成29年1月1日から施行する。

2 区長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例による改正後の杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例(以下「新条例」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 50 年杉並区条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次のよう 略